(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:長野県合気道連盟

[記載日:令和6年12月4日]

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B:一部対応している

C:対応できていない

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

__

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

当団体は法人格を有していない

(2) 法人格を有しない団体は, 団体としての実体を備え, 団体の規約等を遵守しているか。

(A)BC

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

○当連盟規約を作成し、それを遵守している。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

(A)BC

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- 〇当連盟規約「第9章 第34条」にて、「本連盟の加盟合気道団体は、遵法精神に則り、公 序良俗に違背する行動をしてはならない。」としている。
- 〇公共施設を使用して演武大会やイベントを開催する場合は、当該施設の使用に係る規則 や地方公共団体が定める安全管理に関する条例を遵守している。
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

AB C

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- 〇当連盟規約「第4章 第10条」に整備している。会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事の役員により現在構成されている。
- 〇当連盟規約「第4章 第11~15条」に整備している。各役員についての選出、任務、任期が規定に従い実施し、事務局の設置を行っている。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

(A)BC

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- 〇当連盟規約「第 2 章 第 3,4 条」にて、その目的と事業内容を目指した方針となっている。
- 〇公表要求があった場合は、迅速に公表できる体制となっている。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。



(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

長野県スポーツ協会主催「ガバナンス向上研修会」に連盟理事長が参加。研修会内容は総会時に全体共有している。

- ○役員への研修会実施予定。
- (2) 指導者,競技者等に対し,コンプライアンス教育を実施しているか,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。



(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

○各団体指導者、競技者への研修を各団体にて実施予定。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。



(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- 〇当連盟規約「第7章 第27~32条」に準じて財務・経理を適切に処理して、公正な会計原 則の遵守を徹底している。。
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、 ガイドライン等を遵守しているか。



(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

〇当連盟規約「第9章 第34条(義務)」にて遵法精神を謳い、それに準じて行動している。 〇公的助成の受給に当たり、公的助成の実施主体が定める実施要項ガイドライン等の内容 を十分に確認し、当該法令ガイドライン等において遵守すべき事項が業務プロセスにおい て適切に実行されるよう運用している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | (ABC

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

〇当連盟規約「第7章 第27~32条」に準じて会計処理を実施している。年度ごとの決算書 を作成し2名の監事による監査を行なっている。

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情報を積極 的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

ABC

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

〇法人格を有しない団体であるため、特に一般開示は行なっていない。ただし、長野県ス ポーツ協会加盟団体および会員に関する規程に基づき情報開示を行なっている。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

ABC

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ○当連盟規約「第6章会議」に従い毎年理事会を実施し、前年度の決算報告、事業報告、 また次年度の収支予算書、事業計画書を作成し全役員に開示している。
- ○全情報は事務局に常備し、開示要求があれば閲覧できるようにしている。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナ ンスコード<NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説 明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)

原則■について

В

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- 〇当連盟規約「第3章 構成および資格」により加盟団体及び関係団体との間の関係を明 確にしている。
- ○加盟団体の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行なっていく予 定である。

原則■について

В

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

○加盟団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行なっていく予定で ある。